公共事業債分）並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額に相当する額（平成14年度から平成28年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

$U_{14}$ ＝ 0.047
$U_{15}$ ＝ 0.046
$U_{16}$ ＝ 0.045
$U_{17}$ ＝ 0.047
$U_{18}$ ＝ 0.046
$U_{19}$ ＝ 0.046
$U_{20}$ ＝ 0.046
$U_{21}$ ＝ 0.045
$U_{22}$ ＝ 0.045
$U_{23}$ ＝ 0.027
$U_{24}$ ＝ 0.026
$U_{25}$ ＝ 0.026
$U_{26}$ ＝ 0.005
$U_{27}$ ＝ 0.002
$U_{28}$ ＝ 0.0025

$V_n$　平成n年度に発行について同意又は許可を得た国立研究開発法人森林研究・整備機構、旧緑資源機構、旧緑資源公団及び旧農用地整備公団の業務における都道府県の負担金（旧農用地整備公団法施行令第14条第2項に規定する方法により支払われるものに限る。）及び独立行政法人水資源機構の業務に係る都道府県の負担金（平成15年度以降に同意又は許可を得たものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成11年度から平成28年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成11年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から平成28年度までの各年度において発行

ない地方債を除く。）の同意等額に相当する額（平成15年度から平成29年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

$U_{15}$ ＝ 0.046
$U_{16}$ ＝ 0.045
$U_{17}$ ＝ 0.047
$U_{18}$ ＝ 0.046
$U_{19}$ ＝ 0.046
$U_{20}$ ＝ 0.046
$U_{21}$ ＝ 0.045
$U_{22}$ ＝ 0.045
$U_{23}$ ＝ 0.027
$U_{24}$ ＝ 0.026
$U_{25}$ ＝ 0.026
$U_{26}$ ＝ 0.025
$U_{27}$ ＝ 0.002
$U_{28}$ ＝ 0.0025
$U_{29}$ ＝ 0.0025

$V_n$　平成n年度に発行について同意又は許可を得た国立研究開発法人森林研究・整備機構、旧緑資源機構、旧緑資源公団及び旧農用地整備公団の業務における都道府県の負担金（旧農用地整備公団法施行令第14条第2項に規定する方法により支払われるものに限る。）及び独立行政法人水資源機構の業務に係る都道府県の負担金（平成20年度以降に同意又は許可を得たものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成20年度から平成29年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成20年度から平成29年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時